

平成十一年法律第二百六号  
国立研究開発法人建築研究所法

目次

第一章 総則	第一条 総則（第一条—第五条）
（目的）	この法律は、国立研究開発法人建築研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（名称）	この法律は、国立研究開発法人建築研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（第一条）	この法律は、国立研究開発法人建築研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（第二条）	この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人建築研究所とする。
（研究所の目的）	（研究所の目的）
（第三条）	国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、建築及び都市計画に係る技術（以下「建築・都市計画技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
（第四条）	（第四条） 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。
（第五条）	（第五条） 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。
（第六条）	（第六条） 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
（役員）	（役員）
（第七条）	（第七条） 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。  
(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。  
2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

## 附則

第一章 総則	第五章 罰則
（第一条）	第一条 総則（第一条—第五条）
（第二条）	第二条 罰則（第十六条・第十七条）
（第三条）	第三条 罚則（第十七条）
（第四条）	第四条 罚則（第十七条）
（第五条）	第五条 罚則（第十七条）

二 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。

三 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。  
四 第一号に掲げるもののほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

第五条 研究所の業務を掌理する。  
2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務を行なつてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。  
(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。  
一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 第二項の規定により理事会の議決権又は株式等の取得及び保有）

四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行うこと。

六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

二十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

三十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

四十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

五十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

六十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

七十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

八十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

九十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百二十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百三十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百四十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十一 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十二 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十三 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十四 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十五 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十七 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十八 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百五十九 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

一百六十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研

給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員团体についての経過措置）

**第四条** 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

（権利義務の承継等）

**第五条** 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関して、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

前項の規定により研究所が国有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとす

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

**第六条** 前条に規定するもののはか、政府は、研究所の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

**第七条** 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。  
（政令への委任）

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

令で定める。

**附 則** **（平成一九年五月二六日法律第八号）** **抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

**附 則** **（平成一八年三月三一日法律第二八号）** **抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十五條の規定は、公布の日から施行する。  
（職員の引継ぎ等）

**第二条** この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航

第三条 前条の規定により独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日後の土木研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の土木研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員に対する退職手当（昭和二十八年法律第二百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

第五条 施行日後の土木研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の土木研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

第六条 施行日の前日に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日前の土木研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所）にあつては、独立行政法人海技教育機構）の職員となるものとする。

究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術研究所、安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第一条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。（以下この項において同じ。）所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。（以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となる場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算についても、その者の該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあっては、國立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあっては、國立研究開発法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者にあっては、独立行政法人自動車技術総合機構の、独立行政法人海技大学上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあっては、國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所を退職した者にあっては、独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航空大학교를退職した者にあっては、独立行政法人航空大학교의理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各府の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

**第二項** 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

**第三項** 第一項の規定により労働組合法の適用を受けれる労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

**第七条** 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属していいる施行日前の土木研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（罰則に關する経過措置）

**第十四条** 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（政令への委任）

**第十五条** 附則第二条から第十一條まで及び前二条に定めるもののはか、この法律の施行に關係する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一〇年一二月一六日法律第五号）抄

附 則（平成一六年六月一三日法律第六七号）抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八号及び第三十一条の規定 公布の日

（課税の特例）

**第二十七条** 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受け取る名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（処分等の効力）

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてしまつた又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含

**(罰則に関する経過措置)**

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令等への委任)**

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

**附 則 (平成二七年六月二四日法律第四号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年六月二六日法律第八号) 抄**

**(施行期日)**

**九四号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第(施行期日)**

**第三十五条** この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。施行する。

**(経過措置)**

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

**(施行期日)**

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定 公布の日**